新型コロナウィルスに関するツバルへの入国規制(第2報)

先にご案内している新型コロナウィルスへの感染予防措置としてのツバルへの入国に係る規制内容につき、ツバル政府に細部確認した内容を踏まえて以下のとおり更新します。

- (1)ツバル上陸前30日以内に中国への渡航歴を有する渡航者すべて、入国禁止
- (2)フナフチ空港及び海港における強制的な健康スクリーニングの実施
- (3)高リスク国への渡航歴を有する渡航者は、ツバル上陸3日前に新型コロナウィルスに感染していないことを証明する書類を取得するとともに、ツバル上陸前少なくとも5日以上、高リスク国以外の国に滞在しなければならない。

なお、上記「ツバル上陸3日前」及び「ツバル上陸前少なくとも5日以上」とは、ツバル上陸日を含まない。

- (4)ナウソリ空港(フィジー)及びタラワ空港(キリバス)でも健康スクリーニングを実施する可能性がある。
- (5)過去30日以内に中国又は高リスク国への滞在歴がある外国船の船員はすべて、入国禁止。
- (注)ツバル保健省によると高リスク国には、2月4日現在で、日本、シンガポール、タイ、(香港)が含まれる。
- 2 2月7日現在、ツバル国内において新型コロナウィルスへの感染例は確認されておりませんが、引き続き最新情報の収集に努めてください。万が一感染の疑いがある場合は速やかに最寄りの医療施設で受診してください。また、ツバル国内において感染事例又はその疑いのある情報に接した場合には、大使館に連絡してください。
- 3 緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに安否確認・支援活動等を行います。まだ 登録がお済みでない方、住所などを変更された方、または既に帰国された方は、大使館に連絡す るか、以下のリンクから手続きを行ってください。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

- 5 その他情報源
- 〇日本国外務省

(新型コロナウィルスの感染症危険情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\_009.html#ad-image-0

〇首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ~一人ひとりができる対策を知っておこう~)

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

〇内閣官房

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

## https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html

## 〇厚生労働省

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

## 〇日本国国立感染症研究所

https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html.